

壊滅的打撃を受けた九州の観光関連産業の存続について ～新型コロナウイルス感染拡大に伴う観光産業に対する支援について～

新型コロナウイルスの感染拡大は全世界に影響を及ぼし、我が国においても、かつてない未曾有の経済危機に陥っている。

特に、旅館・ホテル、飲食、バス、タクシー、レンタカー、土産品店など、人が交流することで成り立つ観光業においては、2月頃からのインバウンドの減少に端を発し、国内での感染拡大による需要の落ち込み、4月の緊急事態宣言の全国拡大に伴う外出の自粛、旅行・帰省の自粛要請による需要の蒸発により、同宣言が全国で解除された今もなお、客足は戻らず、観光産業における事業者の経営環境は悪化の一途を辿っており、今まさに存亡の瀬戸際に立たされている。

とりわけ、ホテル・宿泊業、交通・運輸業に関しては、自治体から休業の要請はなされず、このコロナ災禍に対応するため、多くの事業者が自主休業を強いられ、4月、5月のかき入れ時に売上げなしのこれまでにない極めて厳しい状況に追い込まれた。

このような環境に置かれても、国から抜本的な救済措置が打ち出されることはなく、観光事業者は、苦境を乗り切るための方策を自らの判断で模索せざるを得なかった。

そもそも今日の観光産業は、観光立国を掲げた政府が主導し、近年では、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定するなど、「観光」は大切な産業であるという認識のもと積極的に観光振興を進めてきた。

「観光立国推進基本法」においても、地域経済の活性化、雇用の機会の増大など国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与すると記載されている。

事業者側においても、観光は重要な産業と自負し、この災禍に直面しても尚、これまで雇用を維持しながら、事業継続に向けて懸命の努力を続けているものの、収束の見通しが立たない中、その経営は我慢の限界が近く、倒産・廃業の急増が懸念される場所である。

観光立国推進基本法では、国及び行政機関は、観光立国の実現のために、然るべき役割を担うことを謳っている。

国や各自治体は、今回の観光業界の大きなダメージを地方経済や地方の雇用に与えたダメージと捉え、法律に基づき、業界を守る仕組み・施策を早急に実施しなければ、我が国の観光、そしてそれぞれの地域の光が、消滅するといっても過言ではない。

今後、第2波、第3波の予見、感染への警戒など、国民に心理的な不安がある中で、早々に需要が回復するとは到底考えられず、インバウンドを含めて元に戻るには、数年かかるという研究者もあり、経済が回復するまでに多くの事業者の心が折れ、このままでは、我が国の観光を支える事業者およびインフラが消滅してしまうことは想像に難くない。

また、観光産業は、旅行業や宿泊業、運輸業のみならず、飲食業、サービス業、小売業、第一次産業など関連する分野が多岐にわたる裾野が広い産業であり、対応の遅れによる影響が長期化すれば、国内のあらゆる産業が崩壊する可能性すら否定できない。

国では、出口戦略についての検討が進められているが、地域を支える観光関連の事業者は、現状のままでは到底出口まで行きつかないという声が大半であり、困窮する事業者の救済は一刻の猶予も許されない。

特に、各県をはじめ自治体では、緊急事態宣言の解除に合わせて、県内または域内での観光、飲食の需要を喚起する施策を相次いで公表しているが、そもそも県内の需要だけで経営を維持していくことは困難であり、更なる支援策が必要であることは言うまでもない。

そこで、国においては、この未曾有の難局を乗り切り、観光事業を継続するために、事業者の真のニーズに寄り添い、スピード感をもった前例にとらわれない大胆かつ大規模な支援をお願いしたい。

また、4月に成立した一次補正予算、6月12日に成立した二次補正予算では経済対策として、資金繰りや雇用に関する支援策が打ち出されたが、未だ現場の窮状に対して不十分であり、今後さらなる支援の強化をお願いしたい。

記

1. 今を乗り切るための手厚い救済措置について

影響が長期化することは必至であり、出口が見えない中で、出口に辿り着くまでの出口前戦略が不可欠であり、危機的状況にある観光事業者が「今」を乗り切り、地域の雇用を守るための早急かつ継続的な支援をお願いしたい。

具体的には、持続化給付金の拡充、需要の蒸発をカバーする支援金制度の創設、休業に伴う補償制度の創設、雇用の維持に対する協力金などを検討いただきたい。

2. 完全な収束までの観光におけるロードマップの策定について

観光は、県境を越えることが大前提であり、6月19日からは全都道府県において往来が可能となる見込みであるが、正常化に至るまでにはかなりの長期戦の覚悟が必要である。

今がまさに正念場で、心が折れかけている観光事業者が希望を持てる道筋となりうる完全な収束までのロードマップを早急に策定していただきたい。

3. 自治体の財政力の差に伴う不平等是正のための臨時交付金の増額について

自治体からの休業要請や自粛による影響を受ける事業者に対する支援制度（休業協力金等）が打ち出されているが、自治体の財政状況によって対応に差が生じている。「地方創生臨時交付金」の運用緩和とさらなる増額により、地方自治体が独自に行う支援、振興策の強化を働きかけていただきたい。

4. 雇用調整助成金について

雇用調整助成金は休業計画作成・労使協定・休業手当の支給実績等に基づく「後払い」の制度で、資金繰りに苦しむ中小・小規模事業者においては雇用の維持が困難となることから、助成金前払いの実施と、さらなる手続きの簡素化、日額上限の引き上げ、助成金支給の迅速化を図っていただきたい。

また、手元資金が不足する中小企業のため、従業員への賃金の直接補填についても簡素な手続きによる速やかな支給をお願いしたい。

さらに、全ての業種の事業者の経営環境がより厳しくなっていることを踏まえ、9月30日まで延長されている特例措置に関して、さらに当面の間、延長していただきたい。

5. 固定資産税軽減措置の適用範囲の拡大

収益を生まない固定資産の税負担は、休業や営業自粛等により売上が立たない現状において多くの企業にとって多大なる負担となっている。特に軽減措置の対象外となる、中小企業に該当しない地域経済の中核を担う中堅企業についても、固定資産税軽減措置の適用範囲を拡大していただきたい。

6. 消費税の免税もしくは長期分割納付措置および減税措置について

消費税は、事業者の収入に相当の減少があった場合、特例措置として1年間の納付猶予が実行されているが、極端に収入が減少した事業者においては、資金が枯渇し、1年後も納付できない状況が想定されることから、納付猶予ではなく免税もしくは10年程度の長期分割納付措置を実施していただきたい。

また、景気対策の一環として、消費税を一定期間減税していただきたい。

7. 各税および公共施設利用料等の減免措置について

所得税、法人税など国税の納税は1年間猶予される特例制度が設けられているものの、コロナの長期化に伴い、観光事業者にとっては先行き不透明な状況が続いている。

また、観光産業の一翼を担うバスやフェリーなどの事業者は、ライフラインおよび公共交通を維持するという側面から収入がなくともやむなく運行を続けている状況にある。

そこで、売り上げが減少している事業者の抛出を減らし、負担を軽減するためにも、各税、公共交通の運用に必要な港湾施設等の公共施設利用料、社会保険料などを減免していただきたい。

8. 賃料の補助・手続きの簡素化・早期支給について

飲食業をはじめ、休業や時短営業を実施した事業者や、売上が減少した事業者に対する賃料の補助、また賃料の減免を実施した民間のビル・建物オーナー（家主）に対する補助の手続きの簡素化及び早期の支給をお願いしたい。

9. 劣後ローンによる支援強化について

中堅企業の資金調達と自己資本の強化のために、民間金融機関が実行した劣後ローンを、国の資金抛出を受けて政府系金融機関等が買い取るなどの仕組みを創設することで、事態が収束した段階で反転攻勢に必要な体力を保つことができ、また取引先・系列の中小・小規模事業者の経営安定につながる。については、国が資金を抛出し、劣後ローンなどを活用した企業の自己資本強化策について速やかな実行をお願いしたい。

10. 新たな生活様式に適応するための利用指針の明示について

政府より「新しい生活様式」が示され、事業者はそれに沿った対策や施設整備を実践していく中で、なによりも利用者の理解が不可欠である。については、法整備の検討も含めて、利用者側の義務となりうる指針を策定し、明示していただきたい。（例：宿泊施設入館時やフェリー乗船時の検温、海外渡航歴の問診等の利用基準の策定など）

11. 新しい生活様式に対応するための助成制度について

「新しい生活様式」の公表により、観光の在り方も変化していくことが想定される。については、それらに事業者が対応できるよう支援策を実施していただきたい。（例：ソーシャルディスタンスに対応した店舗改修費用の助成等）

12. 海外からの観光客の受入に対する国の考え方について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、インバウンドが激しく落ち込み、国内では、収束後、インバウンドに頼らない観光戦略を提案する意見も散見される。

国においては、これまで同様「観光立国」を掲げ、積極的に推進することが推測されるが、海外からの観光客の受入に関して、インバウンドの回復時期も含めた今後の考え方を事業者に早期に明示していただきたい。

1 3. 一定の収束後における強力な支援について

一定の感染拡大の収束後を見据え、旅行・宿泊、飲食、航空運賃・新幹線・高速道路料金等の旅費などに活用できるクーポン券の発行または助成制度の創設など、幅広い消費意欲を喚起する施策を実施していただきたい。

なお、これらの施策の実施にあたっては、その効果が大都市周辺だけでなく広く地方にも行き渡るような仕組みづくりをお願いしたい。

また、インバウンドの回復には数年かかるとも言われており、単年度の施策で終わることなく中長期にわたる支援策を検討いただきたい。

1 4. 国内航空路線の供給量回復に向けた支援について

九州は首都圏や関西圏から地理的に離れており、観光振興を図る上で、航空路線の充実が必須である。そこで、一日も早くこれまでの便数と同程度の供給量を確保する必要があり、そのためには、国や自治体の支援が必要不可欠であることから、航空会社への直接支援も含めた様々な施策を実施していただきたい。

1 5. 観光客の受入に関する支援の拡充について

観光客の受入に際し、観光関連の従事者は、人との交流が前提であることから、感染リスクを抱えながら業務に携わっている。来店客や利用者の不安感を払拭するためにも、観光事業従事者が受けるPCR検査などを無料化していただきたい。

また、水際対策として、全国の空港の国際線、国内線の発着双方にサーモグラフィを設置し、旅客のフィルター機能を整備していただきたい。

以上

令和2年6月

九州商工会議所連合会 会長 藤永 憲一

九州商工会議所連合会 観光委員会
委員長 岩崎芳太郎